

一般社団法人 日本アントロポゾフィー看護協会

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アントロポゾフィー看護協会（以下「当法人」という）の会員が、当法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(会員の範囲と義務)

第2条 当法人の会員は、定款第5条に基づき、下記のとおり定める。

(1) 正会員（一般法人法上の社員）

正会員の範囲は、定款第5条の定めによる。

(2) その他の会員

当法人は社員総会での議決権は持たない会員として、下記の3種を定める。

① 一般会員

看護職等、当法人の目的に賛同し、入会を希望する個人。

② 学生会員

当法人の目的に賛同し、入会を希望する個人であって、保健師・助産師・看護師法に基づく養成校に在籍する学生。当該資格を未取得の者、または海外の養成校に在籍する場合にも同様とする。

③ 賛助会員

当法人の目的に賛同し、財政面で法人を支援する個人または団体。

④ 特別賛助会員

当法人の目的に賛同し、財政面で法人を支援する団体。

(会費)

第3条 定款第7条の規定により、会員は会費を理事会が定める期限までに納入しなければならない。会費は、次の通りとする。

(1) 正会員 入会金 5,000 円 年会費 10,000 円

(2) 一般会員 入会金 5,000 円 年会費 10,000 円

(3) 学生会員 入会金免除 年会費 1,000 円

(4) 賛助会員 入会金 5,000 円 年会費 1口 5,000 円を1口以上

(5) 特別賛助会員 入会金 5,000 円 年会費 1口 30,000 円を1口以上

2 年会費は、毎年1月1日より同年12月31日までの1か年の会費をいう。

(会費の納入)

第4条 会員は、入会金及び初年度会費は、理事会が入会を承認した日から1カ月以内に納入するものとする。次年度以降の納付期限は、できるだけ事業次年度開始日の前日と

する。

2 正会員については、事情によって最大半額までの減額を申し出ることができる。理事会は、申請書を受け取ったら速やかに審議し、減額の可否を伝える。

3 「アントロポゾフィー看護を学ぶ看護職の会」会員が2021年12月末日までに法人に入会する場合は入会金を免除とする。

(役割)

第5条 会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

(1) 正会員は総会へ出席し、事業計画の実施に主体的に参画、協働する。

(2) 全て会員は、住所、氏名、連絡先等の変更があったときには、速やかに書面または電磁的方法により申告する。

(特典)

第6条 会員は、当法人の活動に関する情報を受け取ることができる。

2 会員は、当法人が開催する講座等に会員価格にて参加することができる。ただし、講座によっては参加条件が生じることがある。

3 正会員は、当法人ホームページの会員専用ページにアクセスすることができる。

(規定の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

2 前項により変更した場合には、可及的速やかに全会員に変更を通知した上で、次に到来する総会において正会員の承認を受ける必要がある。

(施行)

第8条 この規程は、理事会で当規程について議決した2021年5月18日より施行する。

付則

1 一部改定されたこの規程は、2021年8月28日より適用する。